

陳 情	受 理 番 号	170	受 理 年 月 日	令和2年12月28日	付 託 委員会	厚生経済
件 名	那覇空港南側船揚場整備事業及び離島漁業再生支援事業補助金について					

件名 那覇空港南側船揚場整備事業及び離島漁業再生支援事業
補助金について（陳情）

陳情の趣旨

- ① 那覇空港南側船揚場整備事業担当者の議会答弁の訂正及び事実を解明し、新聞報道に対し事実の掲載を希望致します。
- ② 離島漁業再生支援事業補助金遅延に関する議会答弁の訂正及び即時着手を希望致します。
- ③ 上記①②に関する第三者委員会の設置を希望致します。

陳情の理由

- ① 12月4日の答弁内容に事実を湾曲させ、あたかも戦後処理や戦後補償等の一環との説明がなされたが、事実は別紙1会議録の2ページ下から10行目から11行目に担当者が、「実は国のそういう対象施設になってはいないのですが我々としてはほぼ同様の扱いとします。」とあることから議会でも説明された、「旧軍飛行場の用地接收に伴い、旧小禄村大嶺地先の漁業者の漁業拠点を失った歴史的経緯を踏まえ、その代償施設として船揚場を整備する事業となっている」との内容と沖縄タイムス及び琉球新報に掲載された旧軍飛行場の代償との内容は、その補償をすべき国が認めていない以上認められない。また、「施設整備にあたりましては、整備主体となる私ども那覇市が当該大嶺地区の漁業関係者、そして所属する[REDACTED]との調整・協議を重ねて事業計画を作成したところでございます。その間、関係する市域の漁協の組合長らも構成員となっております水

産協議会でも報告するなどして、情報提供してきたところでございます。」との答弁に対し、別紙2 令和元年度那覇市水産業振興協議会答申令和元年10月21日付5 ページ下から6 行目から7 行目の那覇空港南側船揚場整備事業も設計や調査も進んでいるとの情報提供は受けたが、その答申以降何等の説明も無く、令和2 年3 月25 日の事業説明会まで一切の内容開示や調整はなされていない。本来なら漁業権者である全ての漁協に対し当該大嶺地区の漁業関係者、そして所属する[]との調整の際に要望確認を行い事業計画を作成すべきであるが、漁業権に関する認識がなく計画を作成し、関係漁協との調整が済んだとの説明で議会へ予算請求を行い現在に至ると私共は認識しております。また、担当者におかれましては、認識の欠如、怠慢からこのような事態になっている事を反省し問題解決に取り組まない限り、進展はないことを申し添えとともに真実を明らかにし、本事業完了に向け邁進して頂きたいと思っております。

- ② 12月4日の答弁内容に、「本市では、新型コロナウイルス感染症拡大への緊急対応によるBCP、いわゆる業務継続計画の発動もあり、業務体制などの見直しにより4月～9月までは本事業を一時休止せざる得ない状況となっており、10月以降は事業の早期着手に向けて関係者と調整を進めており、協議を経た事業については順次実施してまいりたいと考えてございます」とあるが、事実上、那経商第1006号で依頼のあった那覇空港南側船揚場整備事業の実施に伴う漁業権の一部消滅、岩礁破碎等及び公有水面埋立の同意について、令和2年6月26日開催の当組合令和2年度通常総会で審議した結果、組合員から審議する内容にあたらぬとのことで、当日の議案から廃案となったことを受け、[]より那覇空港南側船揚場整備事業が片付かないと出来ないとの連絡が当組合参事にあり、その後、参事より那覇市の事業担当者に対し、再三再四に及び集落が取り組む事業であり、組合間の衝突は関係ない、これ以上着手が遅れるのであれば集落を分けて集落のみで実施すべきとの説明と交渉を行ってきたが、別紙1 会議録のとおり、担当者は「那覇空港南側船揚場整備事業の同意を条件に交付する」として、事業を遅滞させたのであって、新型コロナウイルス感染拡大への緊急対応が要因とする説明は、当組合で発言した「那覇空港南側船揚場整備事業に合意出来ないのであれば動けない状態ですが、もしご協力いただけるのであれば動きたい。私が言いたいのはバーターと言われても仕方ない話しです。バーターだよと受け止めても構いません」等の発言からも分かります。交渉の駆け引きの材料に使い、当組合から別紙3 令和2年10月27日付那泊漁第118号で回答した、離島漁業再生事業の着手がされるまでは、今後、那覇空港南側船揚場に関する如何なる交渉も行わない。との回答後、離島漁業再生事業に着手し始めたのである。担当者は議会に対し真実の説明を行い、これまでの行為を猛省し、那覇市の未来に豊かな海を残すべく邁進されるよう求める。

- ③ これまで①②で記述したとおり、議会に対し事実を湾曲させた回答をし、且つ、弱者へは様々な圧力を行使する行政では、信用するに値しないと思っております。別紙4の公務の特性や公務員倫理を客観的に判断いたしましたが、今回の件を受け行政運営の根幹に対する信頼が持てません。今後このようなことが起きない、清廉潔白な行政運営がなされるよう組織創りをして頂きたいとの思いから、第三者委員会の設置を希望致します。

会 議 録

日 時：平成2年10月15日（木） 16：00

出席者：[REDACTED]

市役所：那覇市経済観光部

部長：名嘉元 裕 副部長：高宮 修一 課長：町田 努

組合長：本日は来組ありがとうございます。

名嘉元部長：本日伺ったのは去った総会で当事業からお願いした岩礁破碎と埋立ての承認関係で、結論からいいますと承認は頂けませんでした。残念ではありますが、当事業の説明不足だったのかと思います。

その後9月に要請をいただき、簡潔に申し上げると要請が2点ございました。

1点は共同使用についての要請、もう1点は交付金の事業早期振興の要請となっていると思います。要請書を見た限り船揚場事態の事業について賛同はするけれど、今回はこの2点を要請しますと言う事で読みましたがこれで間違いはありませんか。

～はい、返事～

こういうことであれば承認は頂けるのではないかと思います。

これまでの担当部課長から話を聞き、記録に残っているか聞くとそれはない、貴組合の代表理事の回答も頂いているのか、話し合いだと聞いています。その中で記録に残すと言う事は行政にとって当たり前で今後は文書に残しましょうと言う事で今回は文書にしてきました。

本日は要請に対してしっかりと回答致します。内容についてこれから説明しますが、その前に提案の説明からしたいと思います。

船揚げ場の使用については条件付けて許可する方向で動いています。ただ勘違いしてはいけないことが1点ありますので、これから説明します。

船揚げ場の利用について、[REDACTED] 沿岸漁協、双方も同じように使用する。

一部使用については、十分可能なのでこれから私が那覇地区漁協に出向いてしっかりと説明して決めてきます。詳細についてはこれから協議しますが大丈夫と言う事でご安心して下さい。

離島漁業の補助事業交付金については我々も当然生産者の皆さんを支援していかないと云う気持ちは同じですが[REDACTED]との絡みでお互いに生産者同士が認め合っていない状態では、我々としては交付金事業を進めるわけにはいかない。せめて仲良くしてもらいたい、この公水産業について我々と関わる事業についてはしっかりと円滑にお互いにやってもらいたい。これが我々の願いです。

今回の岩礁破碎、埋立について、那覇地区としては積年の課題、僕らの記録としてはだいたい40年にわたり要請を続けている記録があります。

我々が出した結論として今回は特別に、着手から7年かかっていますがまだできていない状態です。われわれも深く陳謝しながらしっかりとやりますと言う事で、ようやくあの場所が決まりました。

あの場所も想定していない場所で理由が境界線の件で那覇市が裁判を起こし、確保して、第二滑走路の着工となり、その後陸上部については那覇市の線引きがはっきりしたのでその場所に造

29 年に決まりました。やっとのことで行きつけたので漁業者同士円滑に進めることが拠点になる施設なので認めてもらいたい。お互い海の上で仕事をしている仲間として、認めてもらいたい。

交付事業についても円滑にやることを条件としてやるので支援しましょう。と言う事で2点について以上です。

那覇市沿岸漁業協同組合代表理事あて提案について、これから4項目の提案になりますが、最後の4番目まとめになりますので、中身は3点になります。

まず1点目、「空港南船置き場整備に関する事について」読み上げます。

空港南船置き場整備については旧軍飛行場用地接收に起因した旧小禄村大嶺地区漁業の歴史と経緯を踏まえたうえで理解と協力が必要である。流れを引き継ぐ[]の拠点となる施設の整備を目的としておりその優先的施設利用を前提としているため、原則としては沿岸漁協の施設使用は対象としてない。しかし、船揚場設備管理者これは市になりますが、市が安全で適正な管理が確保できると判断した場合は他漁協者に使用を許可できる。逆にスペースがない、それから施設管理契約が守られないなど安全な確保できず適性な管理ができないと管理者が判断する場合は許可出来ない。また、使用許可があつたとしても条件違反等があれば使用停止や許可取り消し処分がなされる。

市としては沿岸漁協及び漁業者の理解と協力を得ることができれば[]に対して一定の条件による沿岸漁協漁業者の市施設利用に関し市が協議をすすめて理解を得ることを確約したい。については当組合船上げ整備にともなう沿岸漁協の手続き護衛について図られたい。

なお、沿岸漁業の係留隻数や場所などの具体的な利用形態については協議によるが本施設の利用目的を逸脱するものであってはならず、また施設管理契約等の順守は当該施設利用許可の絶対条件となるものである。もうちょっと細かく言うとみなさん鏡水の「ふれあい会館」はご存じですか。それから那覇西高校の隣に「ともかぜ振興会館」ができています、あの二つは旧軍飛行場に問題において沖縄県内で問題がたくさんあって読谷、宮古、八重山もそういう施設について国が補償しようということで長年の闘争の中でやっと確保できたわけです。

去年、一昨年で全施設について全場所について補償がなされたわけです。その補償の仕方はお金じゃなくて公共施設を作りなさい。ということで自治体つまりはその市町村にお金がおります。その団体との要望のなかでこの要望に従って利用してくださいと言うやりかたでやっています。ですから「ともかぜ振興会館」も特別な施設です。鏡水の「ふれあい会館」も特別な施設です。今回のこれは、実は国のそういう対象施設になってはいないのですが我々としてはほぼ同様の扱いとします。ということで我々としては今回整備に着手しているという流れがあります。それをひとつ理解していただきたい。なので一般的に広く利用させる施設ではないのですよ。はっきりいうとあそこでちりぢりばらばらになって瀬長の海岸沿いでこういう風に漁業されたり、もしくはどっかに移られた方がたくさんいる中で、そういうことに対してなんて言うんですかね、代表的にそこに作ってどうぞやって下さい。という事を目的とした施設なのでそういうことをまず理解していただきたい。でも市の施設なので「ともかぜ振興会館」も同じですけど、特に必要と認める場合には許可ができるという仕組みになっています。これは行政の公の施設の作り方の手法として完全に除外ではなくて一部認めることができるよということになりますので、今回もそのような形に設定する予定です。なので我々から言いますと先ほど中段くらいに

ありますけれども我々としても沿岸漁協さんのご協力がいただけるなら、一部利用について[]の理解を得て、この調整も今進めています。大丈夫よねと言っていますが、今は調整をしてくれとしか言っていないから、じゃあ調整が済んだら認めるんだよねという約束はしています。調整が済まなければ認めないという言い方をされると、全部がうまくいかないでしょ、だからお互いに認めあいなさい、というのが僕の言い分です。

なので今回ご提示させて皆さんの判断をもって答えをいただいたら[]の方に話にいきうと思っています。そういうことで確約を提示しています。これが一点目です。

それから、離島再生事業についてはこれも極力実施する方向であると一行目に書いています。そのためには漁業者はじめ漁業関係、漁協組合の協力が必要不可欠、漁業集落で協定を締結するため目標、協議項目、事業の実施条件などの設定において各漁業集落の合意が必要である。

仕組み的には4漁協集落作る予定です。なぜかというとな那覇市を4地区として申請しています。小禄、那覇地区、真和志、首里、この4地区が那覇の地区ですからこの4地区すべて対象にします。ということを行い今申請しています。なのでその住居のある方を対象としたといいましたが那覇市全部対象になります。その中で漁業集落を代表とした事業構成となっているので、一応そこで構成を組んでそこで協定を結んで事業を実施していくことになるから実際上は漁業組合加盟の皆さんが混ざることになります。そういうことではお互いがみ合ってもしょうがない。我々としては両漁協ともに認め合いなさいということを条件に我々は進めます。なので交付金事業を円滑のためにも漁業集落を構成している漁業関係者からの承諾、沿岸漁協と[]からの承諾を条件として、本市はその承諾をもって計画を確定、交付金を拠出していきます。

については本年度の離島漁業再生を着手したいので、両漁業組合の早期の理解、協力を求めたい。現在のように船揚場の整備とかで理解協力を得られないことを要因として関係漁協の合意がもし得られない場合は、残念ながらこの計画の執行を断念せざるを得ない。みなさんも知っているとおりの期限があります。実は今月と言われています、延ばしてます。今県にはちょっと待ってくれという話はしていますが、県としては早めに申請してくれよと、合意が得られなければ我々は出す予定はないです。なのでこの辺はしっかり考えていただきたい。これが2点目です。

次の3点目は、市のことではないのですが泊魚市場に関係する手数料分配のことになります。お聞き及びありますか。聞いてます？（参事：何も）来年四月から泊魚市場、[]が運営している卸売市場になりますがこれまでの5%の手数料を七漁協で分配して各組合に収入となる仕組みを構築し、沿岸漁協を除く6団体とはすでに原型協定、覚書を8月末には締結済みとう風に我々は聞いています。本当だったら7団体で相当な金額をバックするというしくみを提示されているようです。読みますと沿岸漁協が協定に締結すると年間で約200万の拠出、つまり沿岸組合側の収入となることを想定しているということをおっしゃっていました。細かいことを教えてくれと聞いたら、泊魚市場に沿岸さんは年間9000万、平均ですよ、3年間の平均一年間で9000万の水揚げをしていると言われています。これの5%計算した、9×5、45、450万の手数料を支払っていると。これが締結出来るとむこうの市場運営に協力するという連携協定なのでその分は差引いた金額、約半分と聞いていますので450万の半分は確実に戻しますというのが向こうの言い分です。それを6団体は締結していると。なぜこれをみなさんに言わ

ないのという話をしたら、この状態で言えないというのが[]さんの言い方でした。これは我々としては、この部分に間をもつからこれが合意するのだったら、これもちょうど提供して、しっかりと7団体で組織していただきたいというのを彼らにちゃんと伝えます。これいい金額だと思うので、毎年水揚げしたのを5%払っていたのがたぶん2.5%くらいになる。実質、2.5%跳ね返りがあることはとてもいいことだなと思います。

それを原資に組合の足腰を鍛えてもらいたいということがねらいのようです。我々も賛成です。しかし市がやることではないので又聞きなのでこれについては、僕が説明しても説得力がないので、しっかりとみなさんに提示して協定結ぶように私の方でプッシュします。これを提案します。以上3点が大きい今日のねらいです。

4点目は、総合的な視点としては那覇市の水産業として那覇に協力してもらいたい。行政としてはモラルを持ってもらいたい、お互い認め合って協力してもらいたい。お互い足を引っ張るのはやめましょう。特に行政に関係するのにもんに対しては協力してもらいたい、そうしないと支援ができなくなります。片側だけやると片側から文句をいうそうだと行政は何もできなくなるのでお互いの協力と理解をお願いしたいと思います。

離島再生交付金は5か年で残り4年になります。1年1000万円で、来年以降4000万円の事業費の確保できるがこのままでは状況では我々としては進めるわけにはいかない。今後について何が得策なのか考えてもらい決断して頂きたい。

船揚げ場についても、先ほども申し上げたように歴史的な中で那覇市の特別な施設であることは理解してもらいたい。一部利用については市として条件は付きますが何とか提供できるように確約するので、前に進めてもらいたい。これが失敗すると船揚げ場は県の予算が半分入るので県が手を引いたら終わりになります。そうすると工事は止まりまた伸びることになります。せっかくここまで積み上げたのに5年、10年と工事が伸びることになります。どうか考えてもらいたい。

通常こういう文書は作成しませんが、今後念書が必要となることもあり得ることでこれを受けて判断してもらいたい。

来週には要請文書の回答を提示します。それと同時に岩礁破碎、それと埋立承認の手続きを再度依頼します。その対応をお願いします。それが本日の趣旨になっています。

[] : 質問よろしいでしょうか。

市職員 : お願いします。

[] : これはどう言う経緯でそうなったのか説明してもらいましたが、実際にそうなった、経緯はご存知でしたか。

市職員 : 知っています。

[] : 船揚げ場の件はどのように聞いてしていますか。

市職員 : 長年の要望がある中でずっと断って来ました。できない理由がいくつかあり、何度も[]のみでやっています。

[] : 私が知る中で、[]さんが要請したと思いますが、当組合はみんなが使えるのであればいいこと言う事で話は進めていたと思っています。それが、どうして[]さんになったのですか、どういった経緯でそうなったのか、その説明すらありませんでした。我々は当

組合員に説明する義務があります。説明がないのに同意書だけ欲しいと言う事はどういうことか。

それとこれが市の施設として設置するのであれば、漁業権者は3漁協でいいのですね。当然3漁協の同意書が必要になるのではないのでしょうか。それに対しての説明もない、これに対してどう思われますか。

旧軍飛行場の用地接收と書かれていますが、実際の話し、漁業権設定の規模になりますよね。法律に対して市はどのような考で当組合にきたのですか。その辺も文書として回答が欲しいのです。

市職員： 文書ですか。

： そうです。当組合は組合員に説明しなければいけません。

市職員： そう言う事であれば、口頭ではなくちゃんとした質問で下さい。質問に対して何が必要なのか、論拠付けして出してもらえればこれに対して我々も回答が出来ます。

： 分かりました。現在、執行部自体が2年半になります。どうしてこの件と漁業支援事業がリンクするのか我々としては理解できません。要するに埋立再生事業をしたいが当組合が同意しないので市は止める、仲が悪いから止めていると言う事ですか。止めている原因は何ですか。市にも責任があります。当組合が悪者になっていますが、どうして当組合が悪者になるのか、市とさんはどういう関係ですか。あちらとは話を進めてきたが、当組合とは話がない、その中で同意書がないのでできないと言えるのですか。同意書が出せないのは理事会ではなく組合員なのです。

： 説明を変えます。漁業権は我々がやるために生活権含めて漁業権イコール土地法取り扱いを受けるという案件になります。それに対する文書を拝見するとあなた方の土地を我々が物を作るので使いたい、使うのであれば条件を付けます。ということを組合員に説明して納得が得られるかと言うと、疑問が付くと言う事と、専務理事が言っていることは、これはこれ、それはそれで、且つ漁業支援について動きますと今の理事に常々伝えているので熟知していると思っています。

集落も分離するのも可能であり、且つ、漁協は関係ないと言う認識を持っているのですよね。だけど文書を見てみると漁協が間に入っている状況なので、あくまでも集落が元になっていると言う事と話し合いがない状態で漁業者がけんかしている事ではなく、反対しているのはさん一人での理事会としたときに法律に触れている行いをしているのはさんになります。民法上第三者が介入してはならないと言う事になっていますが、我々の土地法を含めて漁業権行使も民法になります。その中で含めたときに内部で決定したからと言って越権行為を行ったことについては請求権でそれを除外する権利も持っています。そういう流れの中で含めても、私より法律を勉強している組合員が何名もいてその中で説明がつかない判断をされたので専務理事は話をされていると思います。その中で条件と言うものがない、那覇市が判断をしてその非を認めない場合もあります。そこを使ってください、明け渡しますと言う内容は、組合員は了解しないと思います。

無条件で我々が使いたい隻数に対して一定のラインは許可しますということでない、下段に書いてあるように違法な行為、迷惑行為を行うという場合については使用の制限が掛け

られるのはもちろん分かりますが、そういったところが理解を得られない文書になっているのではないか、私が読んでいても説得するための材料が弱いのではないかと正直感じました。

市職員：よろしいでしょうか。いくつもの質問をされているように思いますが、できれば背景とか流れを話して、要は那覇市として漁業者が要請された理由は漁業者が解明して船を揚げたい、不法占拠をうけた状態もありながら、他の地域の活用も含めて調整をした経緯もあるようです。いろんなことをやっています、漁業建設するために絵を描いて事業積算したことも過去にあります。しかし全てにおいてできなかったのです。

いろいろやっていくうちに港湾区域になって水産拠点と言われる漁港と言うのは現実的ではない、つくれないと判断して、作れませんと言う長い歴史があります。そういう流れで空港の条件として[]さんによる要請について対応しなければ自分たちは頑固として動かないということから、市、県、国の3者で話をし、こういう施設をつくりましようと言う事を約束したのです。

[]：これは[]さんだけではなく当組合も入り3漁業で話はしております。

市職員：そうであれば我々としては、そう話は聞いておりません。

[]：そう言う事ではなく、我々としては[]と同じように使用ができるのか、それが問題であって、使用できるのであれば組合員にも話ができます。何隻になるかは後でも構わないのです。使用できる事を組合員に報告したいのです。当漁協も使用できるという文書が欲しいのです。当漁協の船溜まり場も[]は使用しています。

壺川も泊もそうです。そういう実態は分かりますか。そういうことがわからないと市は水産業の事を何も知らないと言う事になります。当漁協は那覇地区さんも使用しているが、どうして[]は使用を認めてくれないのか。

[]：埋め立ての時から一緒にやっていこうと以前から話をしています。

[]：これが実現したのは当組合が話したからです。

市職員：恐縮ですが、我々の記録では那覇市沿岸漁協の名前は一つも出ていません。なので我々の受け取り方は、那覇市沿岸漁業協同組合としての意見としてはゼロです。長期にわたり（昭和55年頃）、40年近く[]の組合長の名前で各種の要請が提出されています。それに対して市とのやり取りがなされています。しかしながら今回のそういう流れから何らかの形で漁業者の皆さん方に対して補填すべきだと思いそういう施設をつくるという事で合意はされています。それについては要請された方々の意見を聞いて提示をしています。

壺川漁港、一般的に船揚げ場と設定されているところとは事情が違います。そう言う事で我々は仕切ってやっています。

[]：事情が違うといことであれば我々は考える必要はありません。事情が違うと言うのであれば市はその通りにやればいいのです。市の都合であればそれでやればいいのです。

埋立するとき許可は必要ですか。

市職員：必要になります。

[]：それには漁業補償も必要ですよ。ちゃんとした手続きを取ってやれば何の問題にもなりません。

市職員：過去にそういう流れがあったと言う事に対して市として説明不足があったと理解します漁

業権制限があれば、ある一定を制限するわけですからそれは説明が必要だったと思います。

水産施設をつくる場合、漁民の皆さんの施設になるので、通常理解を得られているとほぼそういう事例になっているので我々としては独断として心配はしていませんでした。円滑に組んだと思っています。と半々でやっていると思います。

：そうではありません。使用できるように条件を同じにしたいと言う事です。

市職員：我々からしてはつきり申し上げて条件は一緒ではありません。今回はこういうような事情で想定して利用できる人、事業者、漁業者と言うのは特定漁業者と言う形になり特定な施設と言う事になります。ふれあい館がそうになっています。そういう施設として位置付けて許可できることになっています。その許可に当てはめて交渉しましょう。と言う事で利用については可能になると思います。ただ同じ権限規模ではありません。

：部長の話は漁業に関わる中で何ら問題は起きていなかったと言う話ですが、それはあくまで漁業者が操業を行う船を係留する漁港のお話です。今回は船揚げ場、船溜まり、マリーナと同じ扱いになった時は漁業者的には全て補償金は発生しています。

今回は船揚げ場となると船溜まり、マリーナと同じ扱いになった時は今までの条項としては無条件となると言う事はありません。そういう事は不足している認識はしています。1種漁協とあれば小禄地先、住所を有する者だけが使用することが可能になります。それだと漁港ですから誰も文句は言いません。

今回の船揚げ場と言う立場上漁業者としては受け入れがたい部分と、それに対して制限がかけられる。

小禄に第2種をつくった場合は我々の組合員もそこを拠点とするのであれば利用することが出来るのもそう言う理由になります。但しそういうところが加味されていない、こういうことは誰も経験されていないので今までのものと違うだろう漁業を中心とした活動の拠点と今回の物と違うだろう、今日も組合員からどうなっているのか聞かれ、反対の意見が出ています。それくらい皆が身構える内容のものと認識してほしいのです。

市：今日はご提示と言う事で、先ほど認識と言うご指摘がありましたが、もう少し勉強が必要かと思いました。我々としてはこの事業を進めるにあたり25年ほど前から確約書もして事業としてお金も動いて工事の発注も掛けて後には引けない状態です。

：これは当組合と関係ない話ではないですか。

市：今は当事業の説明をして提案と言う事で提示しています。提示の内容について質疑、質問があればお答えしますが我々の認識あるいは、あーだこうーだ言うのであれば沿岸さんあるいは個人の意見として受けます。勉強不足と言うのであれば勉強します。

本日は先ほどから申し上げていますが事業を進めたいと言う事をご理解頂きたいと思い、こういう案をつくっているのも経済部長として7年程この事業に関わっています。船揚げ場の溜まり場の経緯、旧飛行場の問題に決着をつけるため最後の市施設を設置して提供する予定です。特定地域の利用者について優先する仕組みになっています。これは公な施設なのである一定の利用者を優先する仕組みになっています。その隙間を設けて利用するのは拒みませんと言っているのです。これを適用して利用できると提案をしています。こういうテクニックでやりますと言う事をご理解いただきたい。漁場消滅については水産施設を設置するため岩

礁破碎の同意を得たり漁民の同意を得たりいろいろしますが、そういった施設をつくるときは同じ漁民として殆ど同意を得ている事実があると聞いたので我々としても今回の事業も当然同意を得られものだと思っていました。

ところが今話を聞くとこれは漁港施設ではないと言っていますが、我々としては類似の施設と言う位置づけです。なので商工農水課の所管施設としてやっています。船揚場の水産施設として位置づけをしていると言う認識です。

：もう一つよろしいでしょうか。今その話をしていますが離島再生事業は間に合うのですか。

市：今年度なかなか合意できないので動けない状態ですがもしご協力いただけるのであれば動きたいと思います。

：それは交換条件で言っていると言う事ですか。テープ取っていますがよろしいですか。

市部長：よろしいですよ。先ほども言いましたが、漁業者が一番望んでいること、こんなことを進めていきたいお互いが100%認め合わない、100%で進めないと話を通るのも通らない、私が言いたいことはバーターと言われても仕方ない話です。バーターだよと受け止めても構いません。我々としてはお互いが認めてやらないと集落も組合に掛けないと我々としては漁業団体の下が構成員なので構成員の合意を得ないと水産事業の施策の展開はできません。沿岸、の組合長にも水産審議会、水産協議会に入ってもらって協議をしています。こういう流れでやっていきますと言う事で合意を得てやっていくのが当方のやり方です。

：離島再生事業をやっていくことについては合意をしています。このことについてはさんも合意をしています、それが急に変わったのが埋め立てについて合意しなかったのでが止めに入っています。これは私に電話があり間違いはありません。

ただ、問題があり、漁業集落の中に彼は入っていません。本来は漁業集落で協定を結んで事業計画を作成してそれを那覇市が提出して承認をする話なのです。そこに関係ない部外者が口を挟んでいる状態がつくられていて県からもこの埋立とこれを切り離してやるべきだという話になっていて、もめている話になっていますが、集落のメンバーを集めて揉めたという話であれば私も理解できますが、集まりもなく話し合いもないのに揉めていることに結びつけるのはどうなのか。

市職員：行政として年間1,000万円近くの予算を投資するのですが（半分は県から出ます）それで事業を進めるときは水産事業ですが、これから沿岸漁業の振興を進めたい思いはあります。

今後も設備の設置、計画をする時は協議します。その協議の中で対立したりすることがあつては、事業を進めることはできません。そう言う事で皆さんはそういう設備は必要だし、やりたいと思っている、私も実施したいと思っています。那覇市も側の責任の課題である船揚げ場停留については最優先事項となっています。

参事：土地法と守られているものと漁協の資源の回復、世界的な漁場であったり国は観光と資源の回復を謳っています。それに対する支援と埋め立ては一緒ですか。

市：一緒とは言えません。

：これに関して当組合が悪いのか。

市：貴組合が悪いとは言っていない。

：なせそう言う事になっているのか。

市：それは過去の歴史もあるでしょう。

：当初の本工事の時に栈橋の話があったと思いますが、その段階からさんから、栈橋の件はお願いしますと総会で共同利用と言う話が組合員からでて総会で、追加で検討して決を出してに伝えていきます。その時に改めて市の方から本工事の予算要求を出しているのでは本工事の時もお願いしますと言う話がありました。その時も同じ条件で共同利用の話がでるはずで。それは大丈夫とのことからスタートして今いるメンバーに対しても問題はない大丈夫使えるからという前提で6月3日にから共同で使えると言う事で総会に掛けましょうということで総会に出すことで決をとりましたが、その後追加の条件でさんの言葉では後から変わると困るので書面でもらうようにから言われ、追加の条件で組合長に総会までに同意書をもらうように伝え、交渉すると後から後からと言うので当方はしびれを切らし、これまで口頭で相談したことについて書面で頂きたいと、当組合長と専務理事とで6月18日にに出向き、その回答をもらったのが総会前日の6月25日に回答をもらっていますが、回答の内容がこの事業は那覇市がやっているのでは那覇市に聞くようにと言われてました。その流れで彼は、約束事は口頭でし続けてきています。

総会に掛ける前にさんから共同で大丈夫ということを知っていたが、そういう回答であれば、もっと早い前段階で那覇市と話しています。そうでなければおかしいです。当組合員は利用できない。一部しか使用はできないとなると反対されるのはわかっています。

市：成り立ちは口約束、覚書とありましたが、我々としては関知できることはないのではコメントは差し支えます。

今日我々が提示した2点の要請については一部利用については私の権限でどうにかします。先ほども申し上げたように条件はいろいろ付きます。これは地区も同じ条件になります。これは守って頂きたい。この条件に対していろいろ質問されても困るので許可利用者についてはお互いに円滑に利用してもらいたいこれが1点、先ほどバーターの話をしてしまいましたがそれが出来なければそれはずっと起こり得ることになります。壺川も代替で仮設出来ましたが、軍港の移設がきまりどのように返却されるかこれから決まりますので、そのエリアでできればいいとのことで約束はされていると思います。それについての定規もやらないといけません。

：そこも共同利用になっています。

市：私も共同利用と思っています。どうしてあそこだけが特別なのか歴史的背景を見てください。もし先ほどの事があるのであれば本来なら主体が別々であれば片方連面でちゃんとした要請は出してください。私たちとしては寝耳に水と言う事はそう言う事です。これまで要請もないのにどうにかしてくれと言われても調整もできません。

：当時は近くの方が主体となって要請文は出していたと思います。組合長同士の話し合いの流れでやってきたので書類等は残してないと思います。

市：お役所仕事は全て記録なので本日のこれに対してコピーして組合員に配布しようが問題はありません。これは那覇市の考え方なのでこれで説明をして承諾を得たい。承諾が取れなければ事業は流れると言う覚悟で来ています。我々としては役所に関わる事業についてはお互いに仲良くしてもらいたい。

：当漁協はいろんな面でいつも妥協しています、反対しているつもりはありません。

市：今日は記録もしていますのでこれを参考に検討していきます。

：先ほど名嘉元部長から那覇市の考え方お話があったように、当組合も理事会で検討していきたいと思います。

：この内容だと相当ナチュラルに、総会に掛ける時、使用の条件がありますが先に提示してもらう事は可能ですか

市：ここまで細かくすることが出来るか心配です。まずは協議をしないとはいけません。対等の理由なのかこれまでの話の中でまったく伺えませんが一部始終那覇市としてはやっていきたいけどそれは認めなさい。ではどんなふうに認めるかこれから詰めていきましょう。

私の考えですが、岸壁に係留場があるので何%利用として認めるか、そういう要求も出てくると思いますが、何割だと了解が得られるのか。

：その条件がないと理事会での話し合いはちょっと無理があります。

市：彼らが強く言っているのは今後の協議であって市の管理者としての許可はできますが、地区は地区として自分たちが承諾しないと、那覇市は判断できないですよ、過去から来ているので勝手にはできません。皆さんとしてだいたい承認、理解、内諾はできる範囲を出してくださいと言う事はこれからの事です。今もそうですが、これまでもそうなるでしょう。これから協議で決めていくので理事会、総会までに間に合うか今のところお応えできません。

：今の状態では私は総会で説明はできません。

市：これは私たちの案件なので総会で私の方で説明してもいいですか。総会までに決まっていれば提示します。その状態で那覇市も参加してしっかりと思いを伝えて是非ご了解を頂きたい。

：2つ目の「流れを引き継ぐ」は当組合とは関係ありません。「優先的施設使用を前提としているため原則として沿岸漁協の使用は対象としていない」名目を見ると当組合員はカチンとくるでしょう、次に「安全で適正な管理が確保できると判断した場合は、他漁業者に使用を許可できる」とあります、次に「適正な管理ができない施設管理者が判断する場合は許可できない」とありますので許可できない基準が何なのか、組合員にどう伝えるか。

市：沿岸漁協、同じ条件です。

：今の感じで見ると当漁協だけに無理な条件になっている雰囲気になっています。

市：本日は提案として上げていますので、総会では私の方で説明します。

：文書の流れとして同条件と言うのであれば組合員は納得しますが、平等と言う扱いをされていないと組合員は不平不満が出てくるのでそこが整理されていれば大丈夫です。

市：施設の設置目的については先の話で漁場についても予算についてもまとめているので覆すことはできません。よろしいですか。

～了解～

市：これについてはしっかり説明します。

市 2：一番理解してもらいたいのはの方々は船を揚げる場所がなく困っている方々がいるため、そこを造っていますので、そこを移動させて使用させないようにすることはできません。

： さんの隻数が増えたので沿岸が使っていなければ沿岸の隻数を減らすことはぜんぜん大丈夫です。

市：運営自体は詳しくないので分かりませんが、使う計画をしていたのに使えなかったと言う実態が連続して行った場合は不適切な管理を守っていない状態が発生したら回避してもらいたい、守らなければ使用を不可してもらおう、取り消しにしますと言う事は強く申し上げます。

：那覇地区と同じと言う事であれば納得します。

：漁業者だけ使用するという前提は聞いていましたが、資料の中に漁業者だけが使用できる場所ですよ、当漁協と那覇地区さんと同じ条件と言う事であれば何ら問題はありません。

市：港湾施設のような使い方ではないですね、水産施設なので港湾のプレジャーボート、レジャーボートの形態は全く対象にしています。これはちゃんと考えているのでこれも入れましようね。

：船揚げ場、船溜まり場のイメージがどうしてもあって漁港イコール海人と言う認識が強く持っています。

市：水産漁業に使われる施設として対象とするニュアンスを入れていきましょうね

市2：先ほど2つ目が気になっている部分があると言っていましたが、その部分「・・・ため」以降はいらぬ誤解を招くような文言なのでカットしますか。

：お願いします。

市：言っていることはわかるので理事会資料とするのであれば持帰って書き直します

：今はざっくりばらんに話しているのでその方が見やすいのではないかと思います。

市：修正して後日持ってきましようか。

：メール対応でいいと思います。

2番目ですが、やはり気になります。組合員の中にはこの内容では工事は進められないと言う理事もいますので、かなり気になります。

市：そうですが要請としては早期にやるべきだと思います。

この内容で説得がしやすいのであればそれで説得してもらいたい。

：1も省いていただければベストです。空港南側、旧軍港は当組合員が言った言葉は戦前戦後の話で、漁業権が出来てからの話ではないか理事に言っています。

市：私達行政の立場から行政の論理がございます。漁業権の事を言っていると思いますが、その場所については位置づけした長い歴史があって説明するにこれを入れなければ説明はできません。実はこの場所は漁業権利の話はしていません。実は空港南跡地は船揚げ場の経緯があってそういう管理形態でやっていきます、それをご理解いただいてそういう使用形態になることをお約束しましょう。

：支部の人達はその人達がほんとに漁業をしているか確認しています。その人達の為に造るのですか。あの人たちは漁業をしていないのに使用させるのかと実際に言われます。漁業者の為に施設になるのでお願いしますでいいと思います。

：5も削除がいいです。当組合が同意するとその内容を持参してと話をすると上下関係になると感じる人が出てくると思います

パッと見て読んで組合員は平等公平を求めるので取り扱いも組合同士も同じ取扱いをして

下さいと認識で行くと気になる文章になります。

市：今日話をしてこのやり方では受け取り方が違い、伝えたいことが伝わらないように感じたのもう一度持ち帰り書き直してメールでのやり取りをして行きましょうか。

：3番もいらないです。200万円の拠出に至るかどうかは泊市場の運営であつたり、それも含まれていて、我々に同意書の依頼が来たとしても、今スグに同意はしません。やっぱり共同経営ですとなった時に、割合作りましょう、どういった条件が付くか分かりませんが、マイナスになった時200万円もらうのではなく、200万円出すことが想定されるだろうとなったら簡単にオーケーはできません。今後の動向を算出すると泊の赤字になることもあるので我々としてはそう簡単には見せられない。

市：今回要請があつたのは2点なので我々としては漁業再生については我々はやりたいが今のままではできないこれは行政の判断になるのでパートナーと言われてもお互いに円滑に事業を進めていきたいと言う体制が整えばやっていきたいと伝えたいと思います。

：泊の話はどうなっていますか。

市：7団体ではないですかと聞くとさんから沿岸は入っていないので6団体ですと話があり、どうして入っていないのか聞くと今は協力いただけない関係にあると話があつたので私の方から話をしてもいいか聞きました。200万円入るがどうか6団体は水揚額に応じて手数料が下がることになるのでどうかと、皆は了解をもらっている話になっています。

：これは理事会で審議する内容も確認していないので、実際持ってきてられるとこれを条件として、交渉の判断する材料に使うと困るので、理事会資料としては削除のベストになるのかと思います。

市：今回は要請が2点あつたのでこの要請に対してこういう思いですと提示してよろしいですか。

～参事了解～

：確認したい件がありますかよろしいですか。

1月から泊市場に関しての運営に対しての開始は決まっているのですか。

：決まっています。さんと、さんが一緒にすると言う事で広域浜プランに記載しています。

：現実には泊魚市場の使用は決まっているのですか。

：使用ではなくとさんがLLPを組むのでさんが持っているスペースの市場の話になっています。

：分かりました。

：今の話の内容だけでみると200万円の支出と言うのは全ての魚を取扱っての計算で話をしているのかと気がしています。

実際さんがフルではえ縄船が1隻入ると我々の魚を並べるスペースあるのかと思います今、私の方に入っている情報としてはさんのスペースから超えたものについてはもちろんの物として扱いますと言う話がから耳に入ってきています。

市：その辺の調整はするようにと聞いています。

私達は北中央市場については主体がLLPなので行政とは殆どかわりがないので運営自体が独立しているので我々としては那覇市の地域水産環境として支持していこうと決定していま

すのでそういった意味では[]の意見に伴なって[]さんが共同事業で継続するのであれば支援しましょう。市が提案出せるのと出せないのがあるのでそこは調整しましょうと運営方法を検討したところ関係漁協の皆さんから賛同してもらいプランとして協定を結んだと、7月頃に案が出来て8月頃にやりました。と聞き、具体的にどのようにしたのか聞くと、まだされていないと言う話を聞いています。

[]：これを出されても賛成するかどうかと言う判断になると思いますが、多分しないのではないかと。3番は削除ですね。

市：3番はわたしの打算でした。提案して皆さんが合意してやるのであればしっかりやりしなさい。漁業者が有利になると聞いていたので6団体は賛成しています。沿岸さんにも一緒にするといいいのでは、せっかく収入が入るようになればいいことではないですか足元を鍛えるにはいいことですよ。沿岸は9000万円の水揚げがあると聞いています。

[]：9000万円の水揚げはありますが、現のLLPに対して三高さん、中央さん通しの形で出していて、[]の市場で同じように三高が入ったり、中央さんが入ったりする流れで、それが[]経由で当組合員が出すかと言うことも考えると問題ではないか。

市：それはそれぞれ各漁協さん考えることがあると思います。

1番については組合員に余計な詮索をしないように修正します。

2番目についてはもっとシンプルに書きたいと思います。これは行政の事業なので皆さんが計画して予算を取ってやるものなので水産業振興の考え方もありますので、できるのであればやりたいが今の状態では我々からして、二の足を踏んでいるこれを含めて考えてください。

隻数の問題は調整が出来ればいいのですが、そのときにならないと分からない、市から臨時総会の開催をお願いするのであれば、いろいろ協議をして皆さんの意見を聞きながらやりそれで合意が得られたら発表はできます。合意できなければ発表はできない。われわれとしてはお願いしている立場にあるのでぜひともお願いしたい。

[]：当組合員が聞いて前回の内容と違うのでこれであれば合意できるような、納得いくような内容であれば合意すると思いますが、この組合に来て廃案になったこともあります。

市：廃案の意味が分からないのですがどういうことですか。

[]：条件が揃ってない状態で議論するな、総会に掛けるべきではない審議はする必要はないとありました。

市：行政の計画資産で施設を造っていきます、これからも起こり得るでしょう、今の状態ではうまく行きません。はっきり言うと理事の皆さんが、組合員を説得しないといけません。行政にその資料が欲しいと言っていますが、ぼくらとして理事の皆さんが組合員を説得しないといけないのでその資料が欲しい、しかし僕らも限界があります

後は熱意と努力しかないのです。説得するしかないのです。それは皆さんにかかっています。ただ組合員に要求をするだけでは話は進みません

執行部の皆さんが牛耳って、先ほどから言っていることは根源的なところはこれから水産振興をやっていききたいよね、そのためには施設を造るのか、作らないのか、今は施設を作りましょう、事業を振興しようとそのやり方についてある一定度で設定できるところは設定していきましょう。数値をだせるところは努力します。私たちはできるだけ出せるようにしますがどうして

も出せない時もあります

ある一定の裁量、調整して付帯条件付きの部分もあるでしょう。それを行政につつきつけることもできます。それはある意味武器になります。

明確に早期にいついつまでにだしなさいと言うやり方もあるでしょう、それであれば我々もやりがいが出てくるでしょうそれだけは加味しながらやってもらいたい

■：これだけご理解頂きたい、今の理事を含め総会の場合でも通そうと努力はしました。

一旦取りあえず承認はしてほしい、その後共同利用について、皆さんの要望を含め交渉はするので、承認してほしい。その条件も、その後から追加は認めないと言う経緯もあります。

市：そうだと難しいかもしれませんね。

■：作らなくてもいいと言う内容になる可能性も十分あると思います。

市：そうなると停止になり、事業を止めたとして2億円弱の損失が出るでしょう。その後県、国も手を引くでしょうね。再度その話が出たときは、5年、10年時間がかかることになるでしょう、それをよしとするかと言う事になるでしょうね。

市2：整備の趣旨はご理解頂きたい。その中でどれくらいの説明が出来れば了解が得られるのか。

■：今おしゃっている内容に水産に起用します。先ほどお伝えしたように条件は■と同じですよ、利用隻数については未定ですが、使用したい希望者は那覇市で申請して下さい。その時に下記の条件項目に満たした人は、借りることが出来る。例えば隻数がオーバーした場合、■さんを優先させて下さい。■さんだけが、条件が緩い、特別なことがなければ了解すると思います。

一定の量枠を超える場合は■さん優先で抽選、くじ引き等と言う内容であれば、一定の理解は得られると思います。

市：基本的に■が優先になります。使用条件としては同じなので、申請はしてください。その後の利用条件は那覇市が判断しますと言う説明であれば大丈夫ですか。

■：■がいま止めている隻数は7隻あります。これについては優先で、残りの物については申請性にすれば、使用できる可能性があると思います。

市2：この件については持ち帰り再度確認して再度提示していきたいと思います。

来週までには動きたい行動していきたい。次期を超えると事業の施工ができなくなりますのでできれば10月までには結論を出したい。

■：いつぐらいまでにやればいいのか。

市：貴組合の手順もあるので、市としての要請は来週辺り正式文書ができるのではないかと思います。

本日話した内容、大まかな要点は持ち帰り、再度文書作成したいと思います。本日用意した文書は回収しますがよろしいですか。

■：理事会が26日なのでそれまでに要請を提出してもらいたい。

市：では26日の理事会に要請書を議案として上げてください。理事会皆さんが市の動きがわからないとできないと言う事ですね。来週19日から23日までにもう一度やり取りしましょうか。その後、26日までに正式文書を提出します。

うまく行けば11月16日に合意を頂ければオッケーになりますね。お願いします。

■：この件について理事会は反対している人はいません。ある一定のラインがあれば条件が揃って組合員が納得する、不利益がなければ多分協力はしてくれると思います。

市：私たちはやりたい、やります。那覇には7団体あります。大小あります、市全体の協力を求めたい、何とか前を向いて進めていきたい。そこでお互いのお互いを認め合ってやりましょう。ある一定の距離を保ちながら前に持っていけたらいいですね。今回はそういうところまで来ているので何とかお互い一番大事な事業について認めってほしい。

■：勘違いがあります。漁業再生は我々が1丁目1番にしているわけではありません。公益再生の浜プランにも謳っています、■さんも当然やらないといけない事業なのです。当組合がやりたいわけではないのです。

市：それはわかっています。重要な事業ですよ。

■：これを駆け引きの種に使った■さんは個人的には絶対に許せません。理事の皆さんにも言っていますが、組合の組合長たるものが組合員の将来に関することを駆け引きの材料に使うと言う事はあってはならないことです。絶対に将来につなげる漁業が継続していくための取組に対して組合としては無条件で協力、一定の線引きを彼は土足で踏み込んでいます。

市：本日は急に伺い我々としてはこのように説明していこうかと、ご指摘頂き想定された組合員の反応意見が伺えたのでそれを参考に持ちかえて作り直したいと思います。今後はメールでやり取りしながら、相談しながら作成していきましょうね。

できましたら来週の26日の理事会には市としてはやりやりたいことを伝え、それが総会に上げるのは理事会で判断してもらいと思います。

■：何度もお聞きしますが、この漁業再生事業はできるのかできないのか、はっきりしないと理事会の中でもめます。

■：これをやらないのであれば工事やらないのでほっときなさいと言いかねません。そういう言葉が出ているのも事実なのでしつこく言っています。

市：先ほどから言うように利用形態ついて、この施設の設置目的は曲げられません。過去にこういう経緯でやって確定していますので、今この状態だと変えることはできません。これだとこれまでの説明がつかいないのです。これまでの説明を活かしたうえでこのような施設なのでこのような利用形態になりますと理解してもらいたい、その調整は責任を持ってやってきましょう。

■：これは当理事会もわかっています。当理事会もできるだけ通すように話し合いはしています。

市：お互いがお互いを認め合わない、今後新たな事業が出てきても出し切れません。行政としても何の支援もできません。補助事業プランも市町村に申請しないと何もできないのです。

その辺を考えると手を取り合いながらやっていかないとお互い組織なので多少の厳しいところもありますが、前を向いてやっていきましょう。それを提案したいと思います。以上です

別紙 2.

令和元年度
那覇市水産業振興協議会答申

令和元年 10 月 21 日



はじめに

那覇は、琉球王国時代から漁業や海外貿易を中心に港町として栄え、戦後においては那覇の港が沖縄県の復興を支え、現在まで経済及び物流の重要な拠点として発展を遂げてきた。

水産業に関しては、産地市場及び消費地市場の一大拠点である泊漁港を中心に沖縄県最大の水揚げ高を誇る水産都市として県経済の発展に寄与している。

那覇市における海面漁業生産量は、平成29年時点において6,186トンとなり県全体(15,954トン)の約38.7%となっている。那覇市の水産業の特徴として生産高の多くがまぐろ類となっており、魚種別生産量では、まぐろ類が平成29年で5,559トンと全漁獲量の89.8%を占めている。また、県全体においてもまぐろ類の生産量(10,455トン)の約5割が那覇市で生産されており、那覇市の主要な水産物となっている。

日本の水産業を取り巻く環境は、我が国の経済や社会の国際化が進展する中で、魚価の低迷や食生活の多様化による魚介類の消費量の減少、漁業従事者の減少や高齢化の進行などの課題を抱えている。また、太平洋クロマグロの漁獲規制の強化やパラオ周辺海域における操業継続問題等、漁業者にとってより厳しい状況となっている。

これらの課題に対応するため、国は、適切な資源管理と水産業の成長産業化の両立を目的に漁業法等を改正し、資源管理措置、漁業許可、免許制度等の漁業生産に関する基本的制度の見直しが行われた。今後は、漁獲量の管理や新たな漁業体系への対応に加え、HACCPに沿った衛生管理の制度化が予定されており、施設における衛生環境を高めるための検討も不可欠な状況となっている。

那覇市においては、平成27年に「第3次那覇市水産業振興基本計画」を策定し、今後10年間の水産業振興の方向を示した。

同計画では那覇市水産業の主要課題として、「漁業関連施策の環境整備」「水産物の安定供給」「漁業者支援の充実」「水産物の消費拡大」「水産物の高付加価値化」「水産物の多角的展開」「漁業の担い手・人材の確保」の7つを挙げ、これらの課題を解決し、新たな産業の展開を図るために「地域に活力をもたらし魅力的な「うみ業」のまち」を目標像に掲げ取り組んでいるところである。

本協議会は、基本計画に掲げた目標像の実現を目指し、各種の取り組みを円滑に展開するため、PDCAサイクルを念頭に置き、平成28年度から各事業の評価を実施し、計画の進捗状況や社会情勢等を勘案しつつ水産業振興施策に対する議論を進め、これを提言としてとりまとめてきたところである。

今回、令和元年8月8日付け諮問第1号に基づき、令和元年8月から10月にかけて、計3回の審議を行い、那覇市の水産業振興施策を中心に議論を進めてきた結果を踏まえ、令和元年度の答申として取りまとめた。

那覇市においては、本答申内容を踏まえた今後の水産業施策に関わる具体的事業の企画立案、見直し改善等を行い、那覇市水産業の振興発展に向けた取り組みを推進されることを強く望むものである。

那覇市における水産業振興施策の事業評価について

那覇市水産業振興基本計画の施策体系のうち、主要課題として定められた7つの項目において、那覇市の平成30年度事業について、「A. 高く評価できる」、「B. ある程度評価できる」、「C. あまり評価できない」、「D. 全く評価できない」の4段階で事業評価を行なった。その結果及び内容について、以下のとおり示す。なお今回、「D. 全く評価できない」の該当は無かった。

事業評価については、原則として一番評価の多いところを基準とし、全体的な評価を踏まえて修正を行った。

1 「A. 高く評価できる」とした施策について

(1) 水産物の安定供給

冷凍冷蔵施設については実施設計が完了し、本体工事に着手しており、完成の目途が立っていることから概ね評価できるといった意見や、那覇空港南側船揚場整備事業も設計や調査が進んでおり評価できる、といった意見があった。

2 「B. ある程度評価できる」とした施策について

(1) 水産業の多角的展開

令和2年度より、国の離島漁業再生支援交付金を活用し、体験漁業や養殖など観光漁業のさらなる活性化に繋がる新規事業を立案したことについて、複数の委員から評価するという意見があった。ただし、実施が予算待ちとなっており、次年度のスタートでは遅いのではないかとといった意見もあった。

(2) 漁業者支援の充実

漁船近代化機械設置事業について、目標を上回る結果であること、また表層浮魚礁の設置についても水揚げ量の増加に直結する方策であり評価するとの意見のほか、マグロ類拠点産地として認定されたことにより、融資等の資金調達面が整備されたことを評価するとの意見があった。

一方、漁業振興資金預託融資事業については、平成28年度以降の貸付実績が0件であり、見直しが必要であるとの意見があった。

(3) 漁業の担い手・人材の確保

外国人研修生受入事業について、労働力の確保として評価できるとの意見や、漁協との連携で開催した水産教室について、食育や職業観の形成が図られることから評価するといった意見があった。

一方、これらと併せて、後継者育成にも取り組む必要であるとの意見があった。

(4) 漁業関連施設的环境整備

衛生面改善に向け、関係機関との協議により、市及び漁協等双方の費用負担で、荷捌き所床面の補修や防鳥ネットの設置支援に至っており、概ね評価できるといった意見が複数の委員からあった。

一方、防鳥ネットについては運用面での課題等から効果が十分に発揮でき

ていない旨、意見があった。また、市場に隣接する泊いゆまちの入口付近に喫煙場所があることについて、先進的な観光施設とのギャップを感じるといった意見もあった。

(5) 水産物の消費拡大

イベントでのマグロ料理の試食やレシピ配布、SNS等を活用した情報発信やキャンペーンなど、概ね評価できるとの意見があった。

一方、認知が進んでもブランド力があるとは限らないといった意見や、実績として消費拡大になったか見えないといった意見のほか、消費者が料理にかける時間が短いことを考えると、栄養面、健康効果からのアピールが有効なのか疑問、といった意見があった。また、県内流通大手などノウハウのある事業者との連携が重要であるとの意見があった。

その他、なはまぐろブランディングサイトの英訳を見直すことや、中国語表記についても対応を求める意見があった。

3 「C. あまり評価できない」とした施策について

水産物の高付加価値化

市がマグロ類の拠点産地に認定されたことや、小学校でのマグロの解体実演などプロモーション活動については一定の評価があった。

一方、マグロの高付加価値化が実現していないことや、認知度が依然低い状態にあること、鮮度感のアピールが足りていない、消費拡大と高付加価値化の取り組みが混在し、高付加価値化の方向性がぼやけている、との意見もあった。

その他、生鮮であることと漁獲量が多いことのみでブランド化を進めることへの懸念や、再整備との連動が不可欠であることから、マスタープランの作成が必要であるとの意見もあった。

那覇市における水産業振興施策の提言について

本協議会は、今後の那覇市水産業振興施策について、各委員の専門的見地から意見を交換し議論を深め、実施が必要とされる施策の提言をまとめてきたところである。

このうち、重点的に実施すべき水産業施策にかかる提言については「1 重点的に実施すべき水産業施策に対する提言」のとおり示す。

また、第3次那覇市水産業振興基本計画の施策体系における主要課題ごとに区分した提言については、「2 水産業振興施策に対する提言」のとおり示す。

1 重点的に実施すべき水産業施策に対する提言

(1) 泊漁港の再整備の推進について

泊漁港においては、冷凍冷蔵施設など、老朽化した一部の施設について、整備に進捗がみられる。また衛生面改善に向け、市場床面の補修や防鳥ネットの設置など市が支援しているものの、漁港全体の再整備という点からは、十分な施策がなされていない状況である。

泊漁港の再整備にあたっては、県など関係機関との協議が進展したことで、役割分担が一定程度明確になるなど、前提となる諸条件が固まりつつある。

これらの協議や諸条件などを踏まえ、これまで以上に関係者との連携を強化し、課題や取り組むべき施策の優先順位を整理し、スピード感を持って施策を実施していただきたい。

また、地域の意向を基礎とした施設配置案（ゾーニング案）等をまとめ、その具現化に向け県との調整を図っていただきたい。

さらに整備にあたっては、那覇市を含めた都市圏約 80 万人の大消費地を背後に抱える立地条件や増加を続ける観光客数などを背景に、漁港が持つポテンシャルを十分発揮できるよう、施設の機能や配置を検討するほか、HACCP 制度化への対応など、衛生管理にも十分配慮しつつ、那覇の歴史や食文化の継承・発展に繋げていただきたい。

(2) 「なはまぐろ」のブランディング戦略について

なはまぐろに対するPRとプロモーション活動により、マグロの認知度は向上している。しかしながら、認知が進んでもブランド力があるとは限らない。認知が高まって以降、どのような戦略性を持ってブランディングを行うのか考えていかなくてはならない。統括的にブランディングを管理する部署や組織が必要であり、プランニングも可能な限り早く「見える化」を行って実現させていただきたい。

まぐろの消費拡大と高付加価値化（ブランド化）の取り組みが混在しており、それにより高付加価値化の方向性がぼやけ、高付加価値化が実現していない。

購買力の引き上げ、又、競争力の強化や泊魚市場への依存度を高めるためにも、価格の安定と付加価値向上のための取り組みを行っていただきたい。

高付加価値化・ブランド化するためには、単発ではなく継続的な取組が必要である。「なはまぐろ」の商標登録を検討すべきではないか。

ブランディング戦略に関して生産者や流通業者との協議だけではなく、ブランド化の専門家・マーケティングの専門家の見解や意見を仰ぎ、中長期的に取り組んでいただきたい。

2 水産業振興施策に対する提言

前項の重点的に実施すべき水産業施策に対する提言のほか、那覇市水産業振興基本計画に掲げる施策ごとにまとめた各委員の提言内容は、以下のとおりである。那覇市においては、以下の提言を踏まえた積極的な取り組みを要望する。

(1) 漁業生産の安定化と向上

①漁業関連施設の環境整備

ア 泊魚市場・泊いゆまち一帯における衛生管理水準の意識向上対策について

泊魚市場一帯における最大の懸念事項である衛生管理において、関係者の衛生に対する意識向上や関係者との協議を経た課題の優先順位付与によって衛生管理基準レベルを向上させていくことが必要である。

今後は、食品衛生法や卸売市場法等の改正に伴う影響についても情報収集を行い共有していくことや、ハード面の取り組みに加え、ソフト面における具体的な取り組みについても提示出来るよう取り組んでいただきたい。

泊いゆまちの建物の外（駐車場、植木）の環境改善が必要であり、特に喫煙場所については、改正健康増進法に基づいて、改善を図っていただきたい。

イ 泊漁港の施設整備について

現在の泊魚市場の整備については、暫定的で一部は対症療法的な整備だと考える。より高い衛生レベルの市場づくりを考えていただきたい。

②水産物の安定供給

ア 放置艇に対する対応について

泊漁港の放置艇対策については、県の計画の前倒し実施に向けた要望活動を強化するとともに、引き続き県と連携しながら取り組んでいただきたい。

イ 冷凍冷蔵施設及び那覇空港南側船揚場整備事業の遂行と活用について

冷凍冷蔵施設の解体工事を終えて、本体工事に着手しており、予算も着実な進展がみられる。那覇空港南側船揚場整備事業も設計や調査も進んでいる。事業の遂行とその後の活用へ向けて取り組んでいただきたい。

ウ 流通業者（仲買人）が必要とする設備について

流通業者が泊漁港にて商業を行うためには、冷凍庫・冷蔵庫等の設備が必要であるが、老朽化と狭隘性等による設備不足があり、泊漁港再整備を進めるにあたっては最優先課題として対応していただきたい。

エ クロマグロ資源管理問題等への支援について

クロマグロ資源管理問題やパラオ周辺海域における操業継続問題等、これからの大きな問題である。生産者にとっても、流通者にとっても死活問題である。県、那覇市、漁協が連携し支援を行っていただきたい。

③漁業者支援の充実

ア 漁船の安全航海と安全操業への支援及び取組について

那覇市の水産業の特徴としては、漁船漁業が主であり、漁船の維持と管理には多くの技術者と造船所設備が欠かすことは出来ない。漁船の安全航海と安全操業を行うためにも行政の支援を検討していただきたい。又、漁業法の改正による水産業の合理化や生産性向上の為の施策も取り組んでいただきたい。

イ 漁船近代化機械設置推進事業の活用と導入機器に関するセミナー等について

漁船近代化機械設置推進事業は補助率の引き上げも選択肢の一つであるが、総費用のアップが自己負担の増加につながっている背景から、漁業者向けに導入機器に関する知識を習得する場が必要である。セミナー等や専門家による相談会実施により身の丈に合った設備導入などの啓蒙も取り組んでいただきたい。

ウ 優良漁業者表彰制度等の支援について

表彰制度は漁業者のモチベーション維持のためぜひ実現していただきたい。

エ 漁業振興資金預託融資事業の制度見直しについて

漁業振興資金預託融資制度は二年続けて活用されていない。制度見直しが必要である。漁業関係団体とも積極的な意見交換に努めていただきたい。

(2) 水産物の消費拡大

①水産物の消費拡大

ア 水産物の料理レシピや加工品の開発について

各種水産物の利用レシピ（料理レシピ）の開発や、簡単でおいしく時間がかからない加工品の開発を検討していただきたい。

イ 水産物の消費拡大のための情報発信について

マグロ料理の試食とレシピ配布を行ったのはわかるが、その後それがどう活用されたのか検証する必要がある。WEBでは検索数を増やすための取組を行い、継続的に発信力を高めること、そして、英語訳以外に中国語等の対応もしていただきたい。WEBアンケートから得た知見が今後どのように活用されるのか具体的な取組を示していただきたい。

ウ 市民・県民への周知について

主婦やプロを対象にマグロを使ったレシピを公募して那覇市の目玉になるようなオリジナルメニューづくりを実施することや、那覇市のイベント（那覇大綱挽や那覇ハーリー）で、市民や県外観光客を巻き込んだアピールの場づくりを検討していただきたい。おしゃれな今風のお店だけでなく、本格的な琉球料理を提供する老舗とも連携し、ビジネスのおもてなしでも利用できることをコンセプトのひとつに加えていただきたい。

エ 食育イベント等の業者との連携について

若年層向けの食育イベントなどについては、すべて自前で企画するのではなく県内流通大手とのコラボなどノウハウのある業者との連携を検討していただきたい。

オ 泊いゆまちの駐車場及びイートインスペースの整備について

喫緊の問題は、泊いゆまちの駐車場の確保である。大型バスが停められるスペースの確保が必要である。イートインスペースの整備についても遅れていることから早急に対応していただきたい。

カ 漁港一帯の再整備における公民連携について

泊魚市場並びに泊いゆまち一帯の再整備、特に施設に関しては行政、漁協、民間が連携し漁港の有効活用、地元民間企業の公募、経営により雇用の確保や産業育成も検討していただきたい。

那覇市発展の重要なエリアとなる泊いゆまち一帯の再整備に向けては、公民連携（PPP/PFI など）の観点を取り入れながらの一体開発が必要である。事業者の環境整備、所得向上はもちろんであるが、市民及び観光客にとっての魅力ある消費エリア形成（ウォーターフロントエリアなど）に向けた開発も検討していただきたい。

②水産物の高付加価値化

なはまぐろの効果的な広報強化について

「なはまぐろ」ブランド戦略は、「沖縄美ら海まぐろ」と共存する方向でのブランディングで良く、分かりやすいブランディングが必要である。

飲食店経営者の「なはまぐろ」の認知度は確実に向上しており、市民、県民に対しての効果的な広報強化を引き続き取り組んでいただきたい。

「マグロ類の拠点産地」として認定されたといってもまだ一般の認知度は低い。消費者、観光客などから評価される施策を行っていただきたい。

(3) 水産業の多角的展開と人材確保

①水産業の多角的展開

ア 離島漁業再生支援交付金の活用について

養殖業や体験漁業等に関する離島漁業再生支援交付金事業の新規活用は漁業者による観光漁業のさらなる活性化に向けて評価できる取り組みであり、まちあるき観光の商品化や個人観光客(FIT)などへの対応案と関連

させて今後、実現に向けて取り組んでいただきたい。養殖体験や沖釣り体験等の観光漁業については、実証実験も兼ねながら、可能なことからスモールスタートし活動計画のブラッシュアップをしていただきたい。

②漁業の担い手・人材の確保

ア 水産教室、漁業体験等について

水産教室の初開催は食育や職業観の形成が図られ、家庭ではさせられない点から今後も継続して開催できるよう支援を期待したい。

水揚げされる魚類・未使用部分を使って中学生のキャリア教育で商品開発・普及、沖縄県の発展に寄与してきた那覇の誇りづくり、「うみ業のまち」の誇りづくりを図っていただきたい。また、漁業者・スーパー・小学校と連携して漁業体験・販売体験企画をすることによって、命の大切さ、フードチェーンを学ぶ機会を創出していただきたい。

将来を見据えた中学高校等タイアップして乗船実習の実施を検討していただきたい。

イ 後継者支援の検討について

産業および文化の観点から漁業の公益性は高く、日本人の後継者支援についても積極的に検討していただきたい。

近年、後継者不足である漁協就労者は減少の一途を示している。担い手の育成及び各種資格の取得支援をしていただきたい。

ウ 技術者支援について

漁業者の担い手の育成も大事だが、技術者支援（エンジニア、船大工、電気、通信等）も取り組んでいただきたい。

エ 漁業者の事業承継への早急な着手について

漁業の担い手の育成（漁師塾など）及び事業承継は喫緊の課題にて早急な着手が必要である。特に事業承継は待ったなしの状況であり、事業承継ネットワーク、引継ぎセンターなどの公的プラットフォームの活用も検討していただきたい。

(4) 水産業振興施策全般に対する意見・要望

①第3次基本計画の速やかな実行と課題解決について

第3次那覇市水産業振興基本計画の速やかな実行と課題解決は急がなければならない。そのためにも市は担当職員を増員しマンパワーを確保していただきたい。水産業振興は、那覇の観光にとって大変重要な位置付けだと思うが、充分な予算措置がされておらず、取組が細かい上に弱く、インパクトが薄い。また、事業スピードが遅い。予算のさらなる拡充と事業の選択と集中をして取り組んでいただきたい。

水産業施策のPDCA、プランニングが見えてこない。プランニングを早く見える化し、実現させていただきたい。そうすれば協議会でチェックできるようになり、進んでいることを実感できるようにしていただきたい。

(5) その他の意見・要望

①協議会の運営方法について

産業振興においては本業の漁業への支援、歴史性や食文化という資源を生かした観光振興、立地を生かした（再）開発など、さらに一体感ある振興策が必要である。そのためには、専門的な協議の場を増やし、本協議会は多岐に渡る関係者の意見集約や複合的な状況に対する情報共有の場としての役割や機能を強化するという方向性を検討する必要がある。協議会が始まる前に、重要議題となっている施設等の事前視察を希望する。施策毎のスケジュール表等を作成し、進捗が見える化できる資料づくりに基づいて議論していただきたい。

別紙 3

那沿漁 第 118号

令和2年10月27日

那覇市経済観光部

名嘉元 裕 殿

那覇市沿岸漁業協同組合



空港南船揚場整備事業及び那覇市離島漁業再生事業に関する

基本的方針と協力要請について（回答）

時下 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

那覇市におかれましては、日頃より水産業について、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、表題の件について、審議した結果、組合員から承認を頂くには、別紙のとおり変更及び早急な対応が必要と判断いたしました。ご再考の程、宜しく願い申し上げます。

別紙

回答

1. 空港南船揚場整備に関すること

- ・取組が旧小禄村大嶺地区漁業の歴史的背景を起因としているとのことだが、背景のみで漁業権者である当組合及び組合員の権限を迫害している内容であると判断し次のとおり改善を求めます。

①現在、小禄地区にて係留している船舶は優先使用とし、新たな係留については、平等に使用させる

2. 離島漁業再生事業に関すること

- ・本事業に関する認識を次の理由から改めるよう求める

①本事業は資源管理・漁場環境改善等、水産団体が取組むべき事業であり、那覇市においても、市民に対し豊かな自然や海を残すための取組みである。

②本事業を交渉の駆け引きに使っているのか、様々な理由により、着手出来ない理由が準備出来る状況である。よって、当組合としては、着手がされるまでは、今後、空港南側船揚場に関する如何なる交渉も行わない。

研修教材パッケージ

公務員倫理

基本教材

1-1

公務員の使命と心構え

公務の特性

● 公益性・非営利性

活動の多くは金銭に換えられない公共的な価値を追求

→ コスト意識の欠如、親方日の丸

● 公平・中立性

法令に従って執行。特定の者だけ優遇することは許されない

→ 融通がきかない、杓子定規・前例踏襲

● 独占性

公共の目的のため役割が配分され、個々の業務は独占的

→ サービス精神の欠如、創意工夫の低下

● 権力性

公権力を背景にして公務を執行

→ 威圧的・横柄な態度



国民全体の奉仕者

●憲法第15条第2項

すべての公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。

●国家公務員法第96条第1項

すべて職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

公務員倫理とは

●倫理と職業倫理

倫理：人のみち（社会秩序の原理）

職業倫理：その職業が果たすべき役割から生じる
義務や社会の期待と信頼に応える行動
のあり方



公務員倫理：公務員に対する社会の期待や
信頼に応える行動規範

その職務がより大きく社会に影響
→ 高い職業倫理が求められる